

# 令和5年度



## 知多市放課後児童クラブ 入所のしおり

### 放課後児童クラブとは…

保護者が共働き家庭やひとり親家庭などの理由で、平日の放課後や土曜日・夏休みなどの学校休業日の昼間に、児童を育成できる方が家庭にいない場合、児童に安全・安心な居場所を提供します。

### 対象児童

- ・市内の小学校に就学し、保護者（両親や65歳未満の同居の祖父母）が就労等の理由により昼間育成ができない。
- ・保護者による児童の送迎が可能。
- ・一年を通じて利用を希望している。



### 実施期間・時間

|      |   |                 |
|------|---|-----------------|
| 実施期間 | 通年入所者   | 4月1日から翌年3月31日まで |
|      | ※日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）、地震等の引渡し訓練日を除く<br>※新1年生も4月1日から入所できます。※年度ごとの申請が必要です。 |                 |
| 実施時間 | 小学校の授業のある日（月曜～金曜日）  | 放課後～午後7時        |
|      | 学校休業日（土曜日、長期休暇、代休等）<br>※土曜日は中学校区ごとの合同保育（新田以外）                             | 午前7時30分～午後7時    |

### 申請書類

※様式は子ども若者支援課で配布または知多市ホームページに掲載しています。

- ① 放課後児童クラブ利用申込書（第1号様式）  
※きょうだい入所は児童の人数分必要。
- ② 入所を必要とする理由を証明する書類（きょうだい入所の2人目以降はコピー可）  
※次ページ参照
- ③ 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳をお持ちの児童は、手帳の障がい等級がわかる箇所のコピー、発達障がいのある児童は、医師の診断書（コピー可）

## 子ども若者支援課

## 入所を必要とする理由を証明する書類

下表のいずれかの書類が必要です（必要に応じ、他に書類を提出していただくことがあります。）。

※両親の分及び65歳未満の祖父母が同居している場合は祖父母の分も必要です。

※就労の場合は、就労時間が1日4時間（休憩時間除く）以上で終了時間が午後2時以降、月に15日以上就労を常態としていること。

|   |           | 入所事由                             | 必要書類   | 入所期間                                      |
|---|-----------|----------------------------------|--|---|
| 1 | 就労        | 居宅外または居宅内で労働している<br>（自営業、農業等を含む） | ・就労証明書（第2号様式）  | 就労している期間（最長で年度末まで）                        |
| 2 | 出産        | 保護者が出産予定である                      | ・母子手帳のコピー<br>（出産予定日記載箇所）   | 産前6週～産後8週に<br>当たる日の属する月末<br>（※多胎児は産前14週～） |
| 3 | 病気<br>障がい | 疾病、負傷している状態にある、または心身に障がいがある      | ・児童を育成できない理由書<br>・次のいずれかの書類<br>① 障害者手帳等のコピー<br>② 育成困難と記載された医師の診断書（コピー可）                            | 左記事由により入所を必要とする期間（最長で年度末まで）               |
| 4 | 介護<br>看護  | 同居および別居の親族を常時介護・看護している           | ・児童を育成できない理由書<br>・常時介護・看護が必要と書かれた医師の診断書（コピー可）<br>・次のいずれかの書類（所持者のみ）<br>① 障害者手帳等のコピー<br>② 介護保険証のコピー等 |   |
| 5 | 災害        | 災害の復旧にあたっている                     | ・児童を育成できない理由書<br>・罹災証明書  | 災害復旧が完了するまでの期間（最長で年度末まで）                  |
| 6 | 就学        | 就学している                           | ・在学（入学）証明書、合格通知書等のコピー<br>・カリキュラム等授業のスケジュールが分かるもの   | 就学している期間（最長で年度末まで）                        |
| 7 | その他       | 上記以外                             | ・児童を育成できない理由書等   | 左記事由により入所を必要とする期間（最長で年度末まで）               |

※申込み内容、証明に事実と違うことがあったときは、現場確認等をして、入所決定を取り消す場合がありますので正確に記入してください。

※入所選考にあたり、家庭訪問・電話での問い合わせや、職場へ問い合わせる場合があります。

※就労証明書（第2号様式）、理由書等について、申込時と変更がないかの確認のため、令和5年5月頃、対象の全ての方に再度ご提出いただきます。提出されない場合、児童クラブの利用許可を取り消すことがあります。

●注意事項

- ・住所変更、就労状況の変更（勤務先、勤務時間、日数）、家族構成の変更（離婚、再婚）等、申請書類の記載内容に変更が生じたときは、速やかに子ども若者支援課へご連絡ください。
- ・午後 7 時までのお迎え、提出物を期限までに提出する等児童クラブのルールを守ってご利用ください。ルールに違反、また児童クラブの運営の妨げとなる利用が見られたときは、利用許可を取り消すことがあります。
- ・よりよい育成環境づくりのため、児童の様子について学校、在籍していた保育園等に問い合わせる場合がありますので、ご承知おきください。

**費用**

●育成料等（一人当たり）

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 育成料（月額）                   | 7, 500円（7月及び8月を除く月）<br>9, 000円（7月）、12, 000円（8月）                 |
| おたのしみおやつ代<br>※父母会のあるクラブのみ | 月に500円程度（各父母会の決定による）<br>※おたのしみおやつ…月2回程度クラブから提供するおやつ（持参するおやつとは別） |
| 損害保険料（傷害・賠償責任）            | 800円/年  |

※月の途中に入所・退所した場合も当該月の育成料をいただきます。（日割り計算はしません。）

※育成料を正当な理由なく滞納した場合、翌月の利用ができなくなる場合があります。

●育成料の減免・減額（申請日の属する月の翌月から適用）

|           | 減免・減額の金額                 | 必要書類                    |
|-----------|--------------------------|-------------------------|
| ①生活保護世帯   | 申し出により全額免除               | 放課後児童クラブ育成料免除申請書（第7号様式） |
| ②ひとり親世帯   | 申し出により月額2, 500円減額        | 放課後児童クラブ育成料減額申請書        |
| ③複数児童入所世帯 | 最年長以外の児童の育成料を月額2, 500円減額 |                         |

※②③の重複減額はできません。

※生活保護廃止や婚姻等により、要件に該当しなくなった場合は速やかに子ども若者支援課までご連絡ください。該当しなくなった月の翌月から減免・減額を取り消します。

※おたのしみおやつ代・損害保険料の減免・減額はありません。

●支払方法

①育成料

育成料は口座振替とし、指定された口座から毎月末に引き落とします。「口座振替依頼書」の提出により引落口座を登録しますが、手続きには2か月程度を要しますので、手続き完了までは納付書で入金していただきます。※指導員は集金や現金を預かることはできません。

<納付書での納付場所>

|                                |             |         |          |
|--------------------------------|-------------|---------|----------|
| (株)三菱UFJ銀行                     | あいち知多農業協同組合 | 東海労働金庫  | (株)名古屋銀行 |
| (株)愛知銀行                        | 知多信用金庫      | (株)中京銀行 | (株)三十三銀行 |
| 半田信用金庫                         | 碧海信用金庫      |         |          |
| 市役所 ※平日 8:30-17:15 にお取り扱いをします。 |             |         |          |

※納付書の支払いは、郵便局、コンビニエンスストアではできません。



②おたのしみおやつ代

父母会が指定する方法（各児童クラブの父母会で集金、または指定された父母会口座へ各自入金など）に従い、指定の期日までに必ずお支払いください（振込手数料は自己負担）。

③損害保険料

利用決定通知書に納付書を同封しますので、指定の期日までに、指定された納付場所でお支払いください。（①育成料の欄を参照のこと）

●損害保険への加入（傷害・賠償責任）

児童クラブでは、事故等が起こらないよう細心の注意を払っていますが、集団生活の中では思わぬ事故等が起きることがあります。そのため、不慮の事故等に備えて、登録児童は全員、市で指定する損害保険へ加入をしていただきます。損害保険料は、保護者負担になります。損害保険への加入手続きは、市を通じて行います。（前段参照）

●登所予定表及び退所・休止届について

- ・前月の20日までに、登所予定表を児童クラブへ提出してください。
- ・退所する際は、退所する月の20日までに、取り止め届を提出してください。
- ・入所後にケガ等の事由で児童クラブを休む場合は、休止する月の前月20日までに、休止届を提出してください。原則、休止は1か月までとなります。

※取りやめ・休止届が期日までに提出されない場合、育成料はお支払いいただきます。

※明らかに登所が少ないなど、休止される月が多い場合は、調査をさせていただきます。

- ・入所中に保護者等が退職した場合は、速やかに子ども若者支援課に連絡してください。退職日の属する月末まで利用できますが、引き続き求職活動を行う場合は退職日の属する月の翌月末まで利用可能です。

## <夏休み限定入所>

利用条件は、通年入所と同じです。

※令和5年度夏休み限定入所の申し込みについては、4月1日号広報・市ホームページでお知らせしています。

※クラブごとに定員があります。通年利用者が多いクラブでは実施しないことがあります。

### ●対象児童

- ・市内の小学校に就学し、保護者（両親や65歳未満の同居の祖父母）が就労等の理由により昼間育成ができない。
- ・保護者による児童の送迎が可能。
- ・夏休み期間のみの利用を希望している。

### ●開設期間

1学期の終業式の翌日から2学期の始業式前日まで。※日曜日、祝日は除く  
午前7時30分から午後7時まで

### ●費用（一人当たり）

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 育成料                          | 17,000円  |
| おたのしみおやつ代<br>※父母会のあるクラブのみ    | 500円程度（各父母会の決定による）   |
| 損害保険料（傷害・賠償責任）               | 800円   |
| 育成料の減免・減額<br>※②③の重複減額はできません。 | ① 生活保護世帯：申し出により全額免除<br>② ひとり親世帯：申し出により3,500円減額<br>③ 複数児童入所世帯：最年長以外の児童の育成料を3,500円減額 |

### ●支払方法

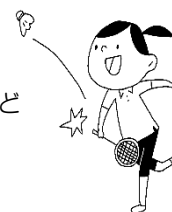
|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 育成料・損害保険料 | 利用決定通知書に納付書を同封して郵送。期限までに納付。 |
| おたのしみおやつ代 | 各父母会の決定による。                 |

※保険料の支払い後は返金できませんので、ご注意ください。

## 児童クラブの生活

●一日の様子 児童クラブでは、概ね次のように過ごします。

| 平日（学校で授業のある日） |                  | 土曜日・長期休暇 |             |
|---------------|------------------|----------|-------------|
|               |                  | 7:30     | 登所          |
|               |                  | 10:30    | 自由遊びや学習時間など |
| 11:00         | 新1年生登所（4月中旬まで）   |          |             |
| 12:00         | お弁当タイム（給食が始まるまで） | 12:00    | お弁当タイム      |
| 13:30         | 自由遊び（室内遊び、外遊びなど） | 13:30    | 自由遊びや学習時間など |
| 15:00         | 2年生以上登所          | 15:00    | おやつタイム      |
|               | 自由遊びや学習時間など      |          |             |
| 16:30         | おやつタイム           |          |             |
| 17:00         |                  |          |             |
| 18:00         | お迎え待機時間          | 18:00    | お迎え待機時間     |
| 19:00         | 最終降所時間           | 19:00    | 最終降所時間      |



## ●用意するもの（児童クラブによって違います）

入所時に児童クラブへ提出するもの ※提出が無い方は児童クラブをご利用いただけません。

- ・写真 … L判1枚（迎えに来る方と児童と一緒に写っているもの）
- ・ぞうきん … 児童1人につき2枚(未使用のもの・無記名)
- ・ティッシュペーパー … 児童1人につき1箱(未使用のもの・無記名)
- ・着替え用衣類 … タオル、上下1着、下着、靴下等を袋に入れて持参してください。



汗をかいた時等に着替えますので、お迎え時には着替え袋の中身を確認いただき、随時入れ替えをお願いします。

（児童クラブでは、服・下着の貸与はありません。）

※どんな小さな持ち物にも、名前を書いてください。

※お金やおもちゃ等は、児童に持たせないでください。万が一、紛失・破損等があっても児童クラブでは責任を負いません。

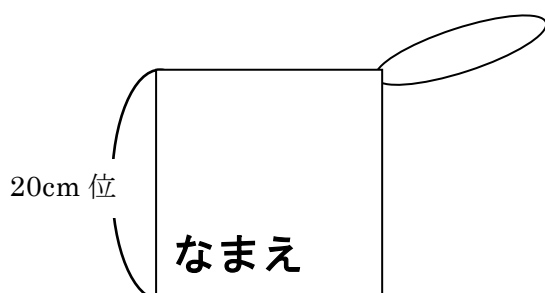


## ●お弁当・お茶（水筒）

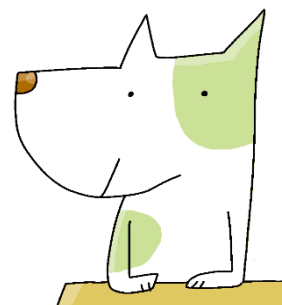
- ・土曜日・長期休暇及び学校給食のない日は、お弁当を持たせてください。長期休暇期間中に限り、父母会による注文弁当も認めていますが、市及び指導員は関与しません。（父母会による注文弁当の実施については、各父母会の決定によります。）
- ・お弁当で出たゴミは、各自お持ち帰りいただきます。
- ・育成時間中に児童が昼食を買いに出かける、カップラーメン等を持ってくることは禁止します。
- ・季節により保冷剤や抗菌シートを入れる等、各自で対策をお願いします。
- ・お茶（水筒）は、季節を問わず毎日持たせてください。また、予備として児童クラブに未開封のペットボトルを常に1本置いておくようにしてください。児童クラブから、お茶の提供はいたしません。

## ●おやつ

- ・おやつは、保護者で用意してください。前日のお迎え時に、翌日分を記名した袋に入れ、児童クラブへ持参してください。翌日のおやつの時間に食べます。  
※児童がおやつを自分で持って登所することのないようにしてください。
- ・おやつは、おやつ袋に入る大きさで、常温で保管できるものにしてください。  
※ガム・アメ・チョコレート・くだもの・おまけ付きの菓子類はご遠慮ください。
- ・おやつのゴミ・食べ残しは、そのまま袋に入れてお持ち帰りください。
- ・おたのしみおやつ（クラブで提供するおやつ）を月2回程度実施します。おたのしみおやつ代は保護者負担となります。（実施については、父母会の決定によります。）
- ・お迎えがおやつの時間より早い場合は、食べる時間がないので児童と相談してください。（持って来なくても構いません）
- ・学校におやつを持って登校させないでください。



おやつ袋を用意してください。



## ●降所（児童の帰宅）

- ・午後7時に閉所するため、閉所前のお迎えを厳守願います。
- ・お迎えや学校休業日の登所時は、必ず保護者がクラブ室内まで来ていただき、指導員に声をかけてください。駐車場で児童のみを降ろして帰ることのないようにしてください。
- ・お迎えの時間は事前にお知らせください。
- ・保護者以外の方がお迎えに来るときは、事故防止のため、代理の方の名前・関係等を事前に児童クラブへ連絡してください。事前に連絡がない場合は、保護者の方へ連絡を取らせていただきます。未成年によるお迎えはできません。
- ・帰りの支度は児童自身がしますが、忘れ物がないかの確認は、保護者の方も一緒にしてください。児童が全員降所した後、指導員は片付け等を行い、すみやかに帰宅するため、忘れ物があっても対応できませんので、注意してください。
- ・車は、必ず駐車場の指定した場所に止め、路上駐車はしないでください。駐車場内での事故・盗難等について、市は一切責任を負いません。

## ●育成時間中のクラブ外の活動への参加

夏休み期間中、学校主催の皆泳指導などの活動への参加は授業扱いとし、児童クラブから出掛け、戻るとはできますが、学校が行うプール開放への参加は、児童クラブを休んでの参加となります。また、子ども会や塾、習い事のため児童クラブを途中で抜けた後、再度登所することはできません。

## ●各種連絡

- ・児童が体調不良の際は、できる限り早めのお迎えをお願いします。（児童クラブには教室以外に安静にできる部屋等はありません。）
- ・児童の体調不良等は必ず指導員にお知らせいただき、体調不良の際には、無理をして登所することのないようお願いいたします。
- ・急な病気やケガ、登所予定になっているのに来ない場合などやむを得ず勤務先に電話することがあります。緊急連絡先へは、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
- ・欠席、お迎え時間の変更については、必ず保護者が前日までに児童クラブへ直接お知らせください。学校の連絡帳に児童クラブの欠席について記入しても、児童クラブには伝わらないのでご注意ください。また、児童の口頭による連絡は認めておりません。



## 父母会

＜入所が決定した方は、必ずご出席ください。＞

第1回の父母会で父母会役員を決定します。父母会役員は、会長、副会長、書記、会計、監査などがあります。

※欠席される場合は、決定事項について承認くださるようお願いいたします。

※令和5年度4月現在、父母会があるのは、旭南、南粕谷のみです。

父母会業務の具体的な内容の例は、次のとおりです。

- ・父母会開催の通知及び記録
- ・おたのしみおやつの実施の有無
- ・クリスマス会等特別行事の実施
- ・おたのしみおやつ代の集金と支払い
- ・その他、父母会運営上必要な事項など

**よくある質問**

| 質 問  | 回 答  |
|--|--|
| 知多市へ転入予定ですが、申込みはできますか。                     | 可能です。市内の小学校に通う児童が対象ですので、入所の許可日は、該当児童の市内小学校への登校開始日以降となります。  |
| 求職中です。申込みはできますか。                           | できません。就労が決まってから申請をしてください。その際、就労証明書は、採用条件が分かる内容のものを提出していただきます。（前3月の就労状況は空欄で可。入所の許可日は、採用年月日以降となります。） |
| 宿題をさせてもらいたいのですが。                           | 指導員が教えることはできませんが、宿題をするスペース（机など）を用意することはできます。お迎えを待つ時間などを利用して、宿題に取り組むよう家庭で話し合ってください。                 |
| 個人的に損害保険に加入しています。児童クラブの損害保険への加入はしなくてよいですか。 | 登録児童は、市で指定する損害保険に全員加入していただきます。損害保険料は、保護者負担となります。   |

この他、ご質問等ございましたら、お気軽にお尋ねください。



## 緊急時の対応

|                  |  |
|------------------|--|
| けが               | 児童クラブでの育成中に負ったけがについては、保護者に連絡し、けがの状態により病院へ連れて行きます。  |
| 病気・感染症           | 熱がある場合や病気を発症した場合、いつもと様子が違うと指導員が判断した場合は、保護者に連絡し、お迎えをお願いします。指導員が服薬に携わることはできません。また、感染症等の場合は、登所できません。  |
| 暴風警報<br>(台風等)    | 暴風警報発令時には、閉所となります。<br>○小学校の授業のある日<br>小学校の緊急時の対応に準じます。<br>小学校が休校の場合、1日閉所となります。<br>○学校休業日：警報解除後の対応について<br>午前5時30分までに解除 … 通常どおり開始<br>午前11時までに解除 … 解除2時間後から開始<br>午前11時以降に解除 … 閉所   |
| 特別警報<br>(大雨・暴風等) | 特別警報発令時には、閉所となります。<br>○小学校の授業のある日<br>小学校の緊急時の対応に準じます。<br>小学校が休校の場合、1日閉所となります。<br>○学校休業日：警報解除後の対応について<br>午前5時30分までに解除 … 通常どおり開始<br>午前6時30分までに解除 … 解除2時間後から開始<br>午前6時30分以降に解除 … 閉所                                       |
| 地震<br>(東海地震等)    | 震度4以下の地震が発生した時は、被災状況を調べ、子ども若者支援課が開所及び閉所を判断します。<br>以下の場合、閉所となります。<br>・東海地震注意情報発表及び警戒宣言発令時<br>・震度5弱以上の地震が発生した時<br>地震発生後、概ね2時間を経過してもお迎えのない児童は、指導員が引率し、広域避難場所（小学校体育館）に移動させます。児童クラブの再開については、子ども若者支援課が被災状況及び余震の沈静化状況から判断します。 |
| 学級閉鎖時            | 学校閉鎖の場合は、閉所となります。<br>学年閉鎖の場合は、当該学年の児童は、児童クラブへは登所できません。<br>学級閉鎖の場合は、当該学級の児童は、児童クラブへは登所できません。  |



※児童クラブ登所後に暴風警報・特別警報・東海地震注意情報発表及び警戒宣言が発令された時や、震度5以上の地震発生時、**児童クラブは閉所となります**。指導員は児童の安全確保、保護に努めます。

※学校メルマガにより、情報を配信しますので、保護者の方は、必ず、学校メルマガの登録をお願いします。（放課後子ども総合プラン）

## 知多市放課後児童クラブ一覧

※市外局番にご注意ください。

| 放課後児童クラブ名                 | 所在地                             | 電話 (FAX)             |
|---------------------------|---------------------------------|----------------------|
| 岡田放課後児童クラブ<br>おかだっこクラブ    | 岡田字段戸坊 1 番地<br>(岡田小学校内)         | 0562-77-4241         |
| 旭北放課後児童クラブ<br>ほくほくクラブ     | 日長字白山 50 番地<br>(旭北小学校内)         | 0562-77-4836         |
| 旭南放課後児童クラブ<br>ひまわりクラブ     | 金沢字向山 1 番地<br>(旭南小学校内)          | <u>0569</u> -77-2899 |
| 旭東放課後児童クラブ<br>旭東っ子クラブ     | 大興寺字広目 10 番地<br>(旭東小学校内)        | 0562-51-8052         |
| 佐布里放課後児童クラブ<br>佐布里うめっ子クラブ | 佐布里字五明 26 番地<br>(佐布里小学校内)       | 0562-77-0110         |
| 新田放課後児童クラブ<br>新田げんきクラブ    | 八幡字鍋山 65 番地<br>(新田小学校内)         | 0562-77-3730         |
| 八幡放課後児童クラブ<br>やわたっ子クラブ    | 八幡字里之前 84 番地<br>(八幡小学校内)        | 0562-77-0751         |
| つつじが丘放課後児童クラブ<br>なかよしクラブ  | つつじが丘 4 丁目 26 番地<br>(つつじが丘小学校内) | 0562-56-0693         |
| 南粕谷放課後児童クラブ<br>きんかんクラブ    | 南粕谷本町 3 丁目 77 番地<br>(南粕谷小学校内)   | <u>0569</u> -77-0633 |
| 新知放課後児童クラブ<br>しんちっ子クラブ    | 新知字廻間 1 番地<br>(新知小学校内)          | 0562-51-8252         |

※知多市放課後児童クラブは、運営業務の一部について 民間事業者『シダックス大新東ヒューマンサービス(株)』に委託して実施しております。

※何かありましたら、下記までお問合せください。

お問い合わせ・相談窓口 (平日 8:30~17:15)  
 知多市福祉子ども部子ども若者支援課  
 〒478-8601 知多市緑町 1 番地  
 電話 0562-36-2656 (直通)  
 FAX 0562-33-8844  
 市ホームページ URL <http://www.city.chita.aichi.jp>  
 E-mail [kodomo@city.chita.lg.jp](mailto:kodomo@city.chita.lg.jp)